5. 廃棄物の分類

- 廃棄物
  - 家庭廃棄物
  - 事業系廃棄物
    - 事業系一般廃棄物
      - 一般廃棄物
        - ごみ
          - 家庭ごみ
            - 燃やせるごみ
              - 紙　類
              - 厨　芥
              - 繊　維
              - 木、竹類
              - プラスチック
              - ゴ　ム
            - 燃やせないごみ
              - 金　属
              - ガラス・陶磁器
              - 雑　物
            - 粗大ごみ
              - 家電製品（特定家庭用機器を除く）
              - 机、タンスなど家具類
              - 自 転 車
              - 畳・厨房用具など
            - 特定家庭用機器廃棄物
          - 事業系ごみ
            - 産業廃棄物以外の廃棄物（特定の事業活動に伴う以外の紙くず、木くず、繊維くず、厨芥類など）
        - し尿
        - 特別管理一般廃棄物 ―― PCBを使用した部品、廃水銀、ばいじん、感染性一般廃棄物など
    - 産業廃棄物
      - あらゆる事業活動に伴うもの
      - 特定の事業活動に伴うもの
      - 20　13号廃棄物
      - 21　輸入された廃棄物
      - 特別管理産業廃棄物 ―― pH2以下・pH12.5以上の廃酸・アルカリ、感染性産業廃棄物、廃石綿など

あらゆる事業活動に伴うもの	1　燃 え 殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃の排出物など
	2　汚　泥	工場排水処理や製造工程で排出される泥状のもの
	3　廃　油	潤滑油・洗浄油などの不要になったもの
	4　廃　酸	廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類など酸性の廃液
	5　廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液などアルカリ性の廃液
	6　廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど
	7　ゴムくず	天然ゴムのくず
	8　金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	9　ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くずなど
	10　鉱 さ い	鋳物廃砂、高炉・平炉・電気炉など残さい、不良鉱石など
	11　が れ き 類	工作物の除去に伴って生じたコンクリート片など
	12　ば い じ ん	工場や焼却施設の排ガス処理で得られるばいじん
特定の事業活動に伴うもの	13　紙 く ず	紙製造業、紙加工品製造業、出版業、印刷加工業、などの特定の業種から排出される紙くず
	14　木 く ず	工作物の除去に伴って生じた木くず、木材・木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業など特定の業種から排出される木くず
	15　繊 維 く ず	繊維製品製造業以外の繊維工業から排出される天然繊維くず
	16　動植物性残渣	食品製造業、医療製造業、香料製造業で原料として使用した動植物に係る固形状の不要物
	17　動物系固形不要物	と畜場における獣畜のと殺・解体時及び食鳥処理場における食鳥の処理時に排出される固形状の不要物
	18　動物のふん尿	畜産農業から排出されるふん尿
	19　動物の死体	畜産農業から排出される家畜の死体
20	13号廃棄物	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの
21	輸入された廃棄物	航行廃棄物、携帯廃棄物を除く外国から輸入された全ての廃棄物